

内閣参質一〇一第七号

昭和五十九年三月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長木村睦男殿

参議院議員喜屋武真榮君提出新東京国際空港周辺における民家防音家屋空調施設維持管理費補助金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出新東京国際空港周辺における民家防音家屋空調施設維持管理費補助金に関する質問に対する答弁書

一について

新東京国際空港公団は、国内航空に従事する航空機が就航する空港に關係する地方公共団体に譲与されている航空機燃料譲与税に準じ、新東京国際空港の円滑な運営を図るため、同空港に關係する地方公共団体に対し、当該地方公共団体が行う航空機による騒音等により生ずる障害の防止、空港の周辺の整備等空港周辺対策の費用に充てるものとして、新東京国際空港周辺対策交付金を交付している。

二及び三について

(一) 新東京国際空港周辺対策交付金の交付状況等は、次のとおりである。

(単位 千円)

		区 分		昭和五十三年度		昭和五十四年度		昭和五十五年度		昭和五十六年度		昭和五十七年度		
		成田市	芝山町	交付金交付額	空調施設維持									
		二七四、三九一	四六九、一五三	四三七、二九三	四四八、九三六	四八六、〇五八	四八六、〇五八	五三、七七七	六六、四五六	六六、四五六	六六、四五六	三三五、三一一	三三五、三一一	
		七、五五九	一五、六一四	三四、四三四	五三、七七七	五三、七七七	五三、七七七	二七五、七六四	二七五、七六四	二七五、七六四	二七五、七六四	二一〇、一六三	二一〇、一六三	
		一四六、七四七	二四八、七〇一	二三九、九〇三	二六五、八七四	二六五、八七四	二六五、八七四	一三、六四二	一八、〇一三	一八、〇一三	一八、〇一三	一〇〇、一〇六	一〇〇、一〇六	
		六、五一三	七、二〇七	一三、六四二	一八、〇一三	一八、〇一三	一八、〇一三	六五、七〇六	七七、五三二	七七、五三二	七七、五三二	一一六、六八八	一一六、六八八	
		四〇、〇三九	五八、六九五	五八、六九五	五八、六九五	五八、六九五	五八、六九五	※(一、二六六)	※(二、一四七)	※(二、一四七)	※(二、一四七)	一一六、六八八	一一六、六八八	
		交付金交付額	空調施設維持											
		管 理 費 支 給 額	空 調 施 設 維 持											
	そ の 他													

※( )の金額については、一般財源から充当

(二) 成田市、芝山町及び横芝町の民家防音家屋空調施設維持管理費の支給基準は、それぞれの市町村ごとに空調施設の台数を勘案して定めていると聞いている。

四について

新東京国際空港周辺対策交付金の使途は、新東京国際空港公団が定め運輸大臣に届け出ている「新東京国際空港周辺対策交付金交付規程」により、航空機による騒音等により生ずる障害の防止、空港に関連する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、公園等の整備等に限定されている。

## 五について

公共用飛行場周辺において国が民家防音工事補助を行つた家屋について、地方公共団体が空調施設の維持管理費を補助している例としては、新潟市（新潟空港）、豊中市（大阪国際空港）及び福岡市（福岡空港）があり、その内容は、いざれも生活保護世帯を対象に、主として夏季三か月分の維持管理費について定額補助を行うものであると聞いている。